

平成28年度第9回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成28年8月 5日
担当部・課：総務部 人事課 [内線4072]

① 件名
宮城県富谷町の市政施行に伴う関係規約の整備について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 (1) 宮城県市町村職員退職手当組合 宮城県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）の構成団体である「富谷町」が、平成28年10月10日から市政を施行し「富谷市」に名称を改めることとなり、宮城県市町村職員退職手当組規約（以下「組規約」という。）の変更が生じる。 (2) 宮城県市町村自治振興センター 宮城県市町村自治振興センター（以下「センター」という。）の構成団体である「富谷町」が、平成28年10月10日から市政を施行し「富谷市」に名称を改めることとなり、宮城県市町村自治振興センター規約（以下「センター規約」という。）の変更が生じる。 【目的】 組合及びセンター規約を変更するため、組合及びセンターを組織する関係地方公共団体の協議と議会の議決を必要とするもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
⑤ 主な内容
規約中組合の構成団体である「富谷町」の名称を「富谷市」に改める。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
特になし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
特になし
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成28年 9月 市議会第3回定例会に議案を提案 平成28年 9月30日 議決書抄本及び協議書を組合へ提出 平成28年10月10日 施行予定
⑨ その他
特になし